

農業施設等の整備を予定している方を募集します！

24年9月20日
応募締め切り

都市農業の振興に必要な施設等の整備について、国が1/2以内の経費を補助します。

【食と地域の交流促進対策交付金】

支援内容

このような施設等整備が対象となります



土留工等の簡易な基盤整備



用水路補修等の簡易な基盤整備



防災兼用井戸の整備



農薬飛散防止施設等の
簡易な施設整備



農機具等保管施設等の
簡易な施設整備



親水護岸等の水辺環境整備

○事業実施区域：市街化区域又は市街化調整区域が対象となります。

ただし、農振農用地区域は対象外となります。

○事業実施主体：市町村、農協やNPO法人等の民間団体が対象となります。

個人はグループで取り組む等の要件を満たすことで対象となります。

※ 詳しくは下記問い合わせ先へご連絡願います。



問い合わせ先

農林水産省農村振興局農村政策部
都市農村交流課都市農業室都市農業第2班
電話：03-3502-8111（内線5448）
03-3502-0033（直通）